

事 務 連 絡

平成23年10月25日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

地域維持事業の実施に要する経費における適切な費用計上について

公共工事の入札及び契約の適正化については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成23年8月25日総行行第126号、国土入企第14号。）においてその徹底をお願いしたところであり、「緊急に措置に努めるべき事項」として「地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること」を挙げたところです。

今般、都道府県及び政令指定都市に対し、建設企業の実際に要する経費を適切に積算に盛り込む措置を講じるよう別紙のとおり要請しましたので、お知らせします。

国土入企第21号
平成23年10月25日

各都道府県主管部局長 殿
各政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

地域維持事業の実施に要する経費における適切な費用計上について

公共工事の入札及び契約の適正化については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の規定に基づき「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成23年8月25日総行第126号、国土入企第14号。以下「要請」という。）においてその徹底をお願いしたところであり、「緊急に措置に努めるべき事項」として「地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること」を挙げたところです。

一部発注者においては、下記1に掲げるような実態が見受けられるため、建設企業の実際に要する経費を適切に積算に盛り込む措置を講じて頂くようお願いいたします。一方で、一部都道府県においては下記2に掲げるような除雪事業等における入札及び契約上の工夫を行っている取組例があるので、別紙の通り、参考送付します。

都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨の周知徹底をお願いします。

記

1. 改善すべき事項

- ① 監督職員による指示があるにも関わらず待機費用が支払われていない。
- ② 機械の保有に伴い必要となる固定的経費（管理費等）が稼働実態に合わせて補正されていない。
- ③ 待機時の労務実態に合わせて適正な労務費が設定されていない。

2. 工夫を行っている取組例

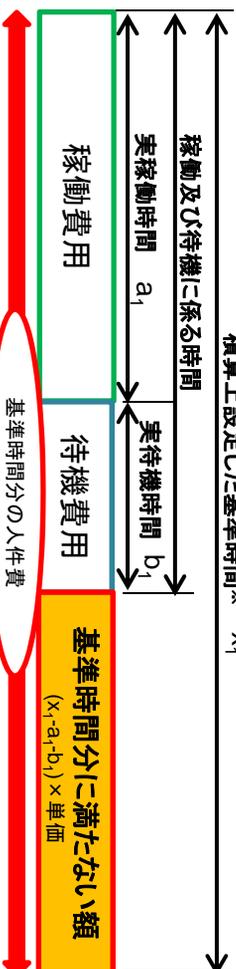
- ① 稼働時間が積算上設定した基準時間未満であった場合には、基準時間を基にした費用を保証する。
- ② 除雪機械に係る必要な固定的経費（管理費等）については、稼働の量に関わらず必要なものであり、稼働時間が積算上設定した基準時間未満であっても基準時間を基にした費用を保証する。
- ③ 稼働が一定期間ない場合にも機械の整備点検などの費用を保証する。

稼働及び待機に係る時間の有無に依らず人件費が一定程度掛かることを考慮し、稼働及び待機に係る時間が積算上設定した基準時間に達しない場合には、当該基準時間分の人件費の支払が確保されるよう、基準時間分の人件費に満たない額を支払うこととしています。
(福島県、新潟県等)

case 1 稼働等に相当する時間 < 基準時間

福島県の場合

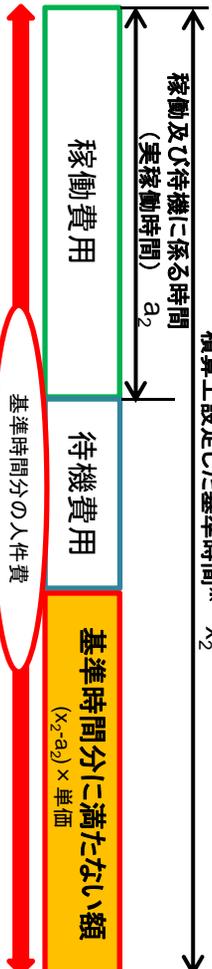
積算上設定した基準時間※ X_1



case 1 稼働等に相当する時間 < 基準時間

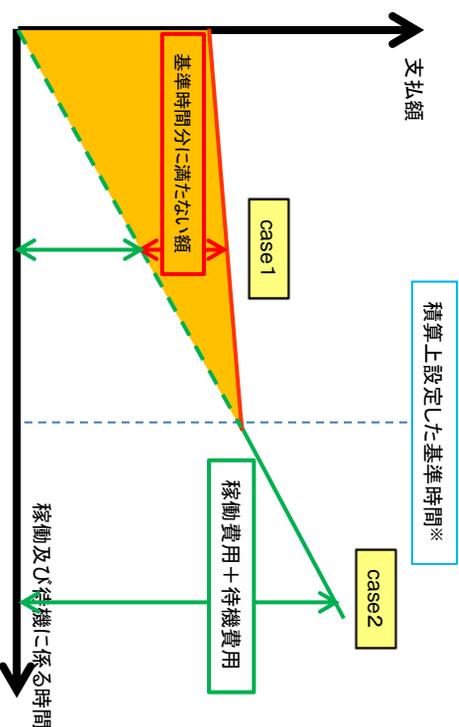
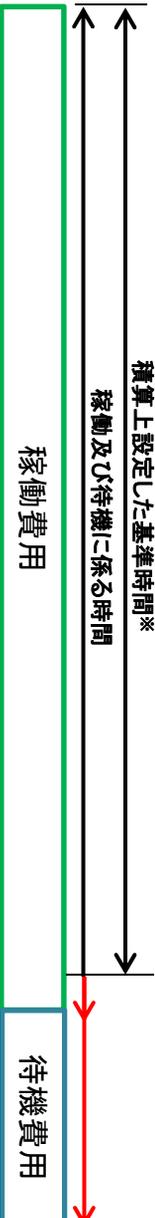
新潟県の場合

積算上設定した基準時間※ X_2



case 2 稼働等に相当する時間 >= 基準時間

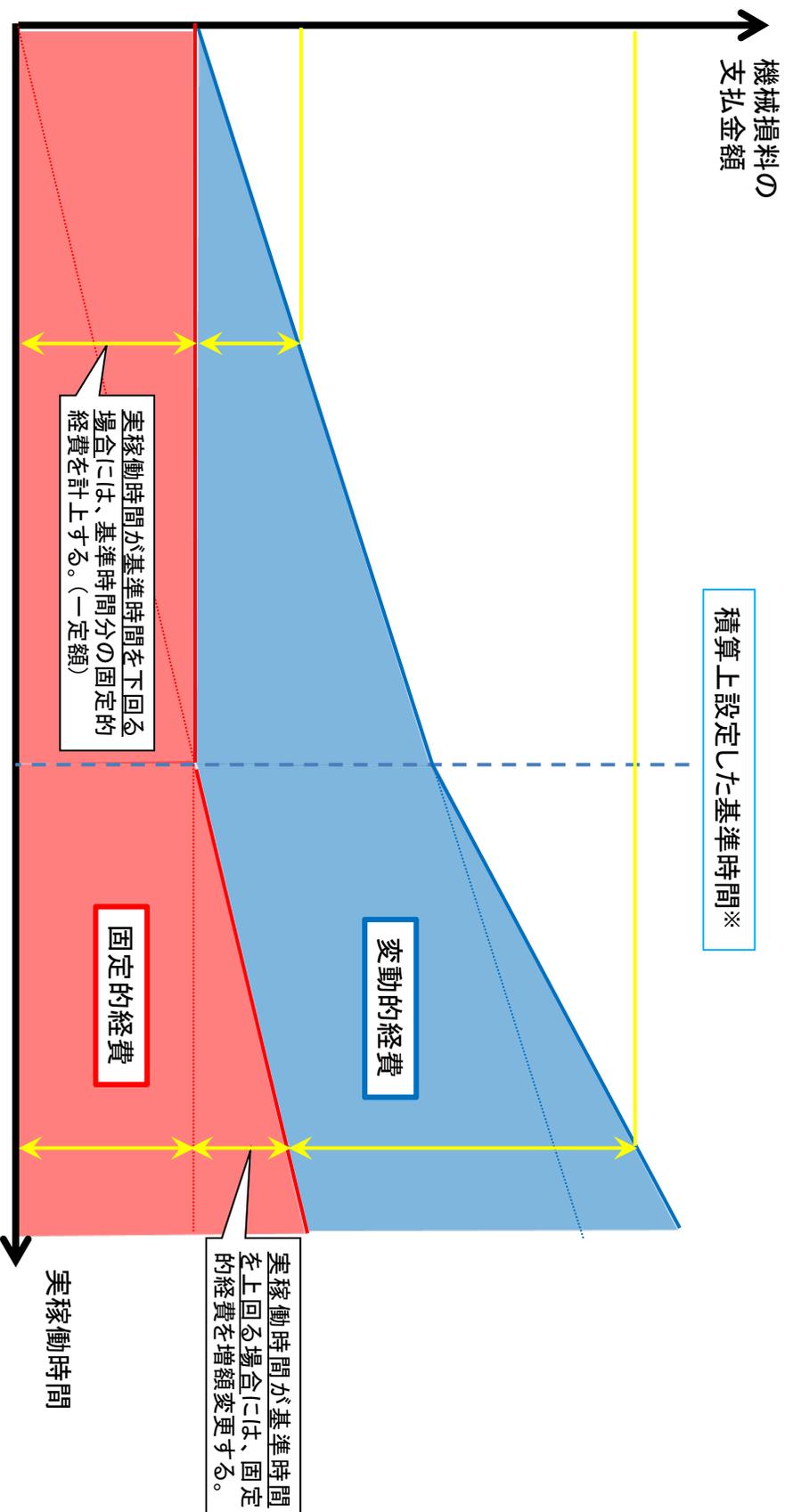
積算上設定した基準時間※



- 福島県では、「基準時間」を「最低保証対象待機時間」、「稼働費用」を「稼働実績支払額」、「基準時間分に満たない額」を「最低保証額」と呼んでいる。
- 新潟県では、「基準時間」を「基本待機時間」、「稼働費用」を「稼働実績支払額」、「待機費用」を「基本待機料」と呼んでいる。
- ※ 基準時間は、地域毎の確率年による降雪量、除雪実績に基づき設定

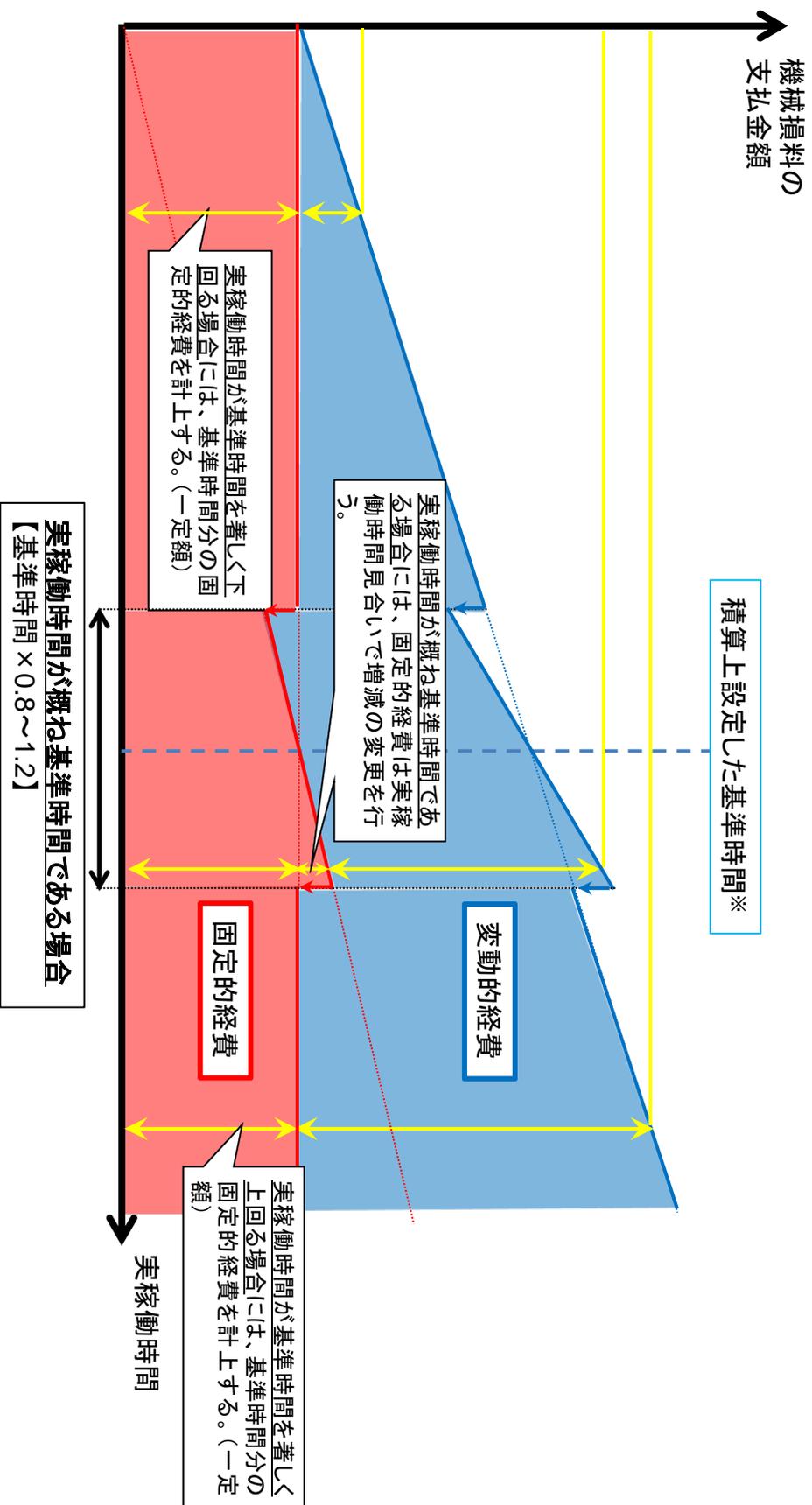
稼働の有無によらず機械を拘束していることを考慮し、実稼働時間が積算上設定した基準時間に比べて下回る場合には、基準時間分の固定的経費を支払うこととし、また上回る場合には、固定的経費の増額変更をしています。

(広島県)



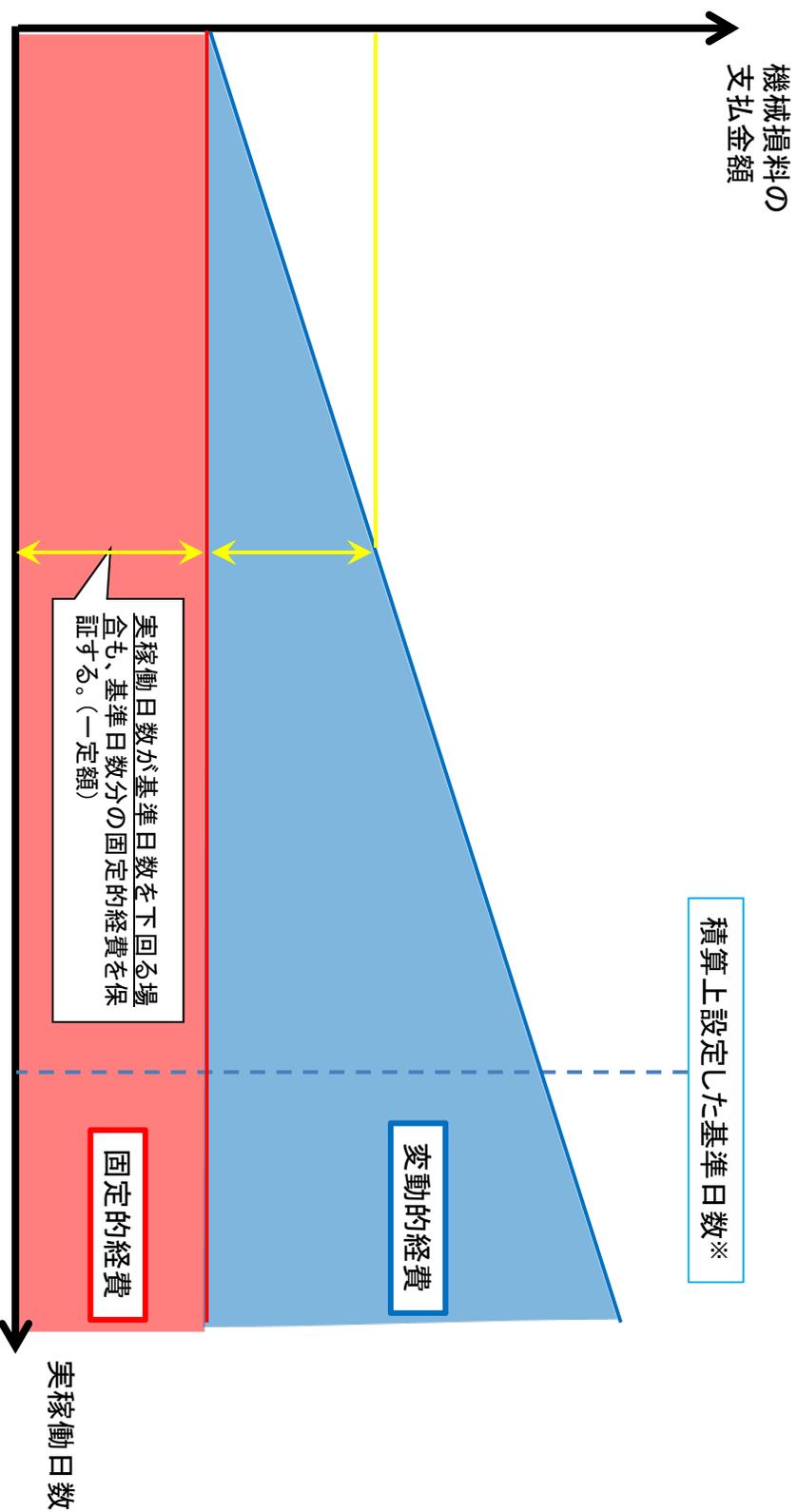
- 広島県では、「基準時間」を「当初設計稼働時間」、「変動的経費」を「運転損料」、「固定的経費」を「固定損料」と呼んでいる。
- ※ 基準時間は、機械の使用実績に基づき設定

稼働の有無によらず機械を拘束していることを考慮し、実稼働時間が積算上設定した基準時間と著しく乖離している場合には、基準時間分の固定的経費を計上する補正を行うこととしています。(岩手県)



- 岩手県では、「基準時間」を「年間標準運転時間」、「変動的経費」を「変動費」、「固定的経費」を「固定費」と呼んでいる。
- ※ 基準時間は、機械の使用実績に基づき設定

稼働の有無によらず機械を拘束していることを考慮し、実際の降雪日数や稼働日数に関わらず、積算上設定した基準日数分の固定的経費を定額で支払うこととしています。
 (福島県、新潟県)



- 福島県では、「基準日数」を「対象日数」、「変動的経費」を「稼働時の機械損料」、「固定的経費」を「固定費(機械の拘束料)」と呼んでいる。
 - 兵庫県では、「変動的経費」を「時間当たり運転損料」、「固定的経費」を「固定損料」と呼んでいる。
- ※ 基準日数は、機械の使用実績や地域毎の確率年による降雪量、除雪実績に基づき設定

除雪機械を良好な状態に維持するためには、定期的に点検や整備を行う必要があることを考慮し、出勤が1週間以上ない場合には、1週につき契約除雪単価の15分相当を目安に点検整備費の支払を行っています。

(岡山県等)